

第 1 0 回

松 伏 町 廃 棄 物 減 量 等 推 進 審 議 会

会 議 録

日時：令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火）午後 3 時 2 0 分から

場所：松伏町役場本庁舎 2 階 2 0 1 会議室

会 議 録

会議の名称	第 1 0 回 松伏町廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和 7 年 1 0 月 2 8 日 (火) 午後 3 時 2 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
開催場所	松伏町役場本庁舎 2 階 2 0 1 会議室
出席委員氏名	今井委員、浦野委員、星委員、横内委員、大塚委員、 前田委員、松下委員、石川(次)委員、鈴木委員、 石川(拓)委員、小島委員、中山委員
欠席委員氏名	中根委員
事務局等	環境経済課 課長 大貫 孝司 環境経済課 主幹 関根 茂 環境経済課 主任主事 満田 早也香
次第	1 開 会 2 委員紹介 3 事務局紹介 4 会長・副会長選出 5 議題 (1) 動物死体処理手数料の見直しについて (2) 令和 8 年度ごみ収集カレンダーについて (3) その他 6 閉 会
配布資料	・ 動物死体処理手数料の見直しについて・・・資料 1 ・ 令和 8 年度版ごみ収集カレンダーについて・・資料 2 ・ 松伏町一般廃棄物処理基本計画・・・・・・・・別添 ・ 令和 7 年度ごみ収集実績・・・・・・・・別添
傍聴人	0 名
会議録作成者	環境経済課 生活環境担当 主任主事 満田 早也香

協議または調整の要旨

議事	発言者	発言内容・決定事項
1 開会	事務局	会議の開会を宣言
2 委員紹介	事務局	一人ずつ名前を呼び、委員の紹介を行った。
3 出席者紹介	事務局	事務局の紹介を行った。

4	会議成立の報告	事務局	出席委員12名、欠席委員1名であり、出席委員が過半数を超えているため、会議が成立していることを報告。
5	会長・副会長の選出	事務局	会長・副会長の選出について説明を行い、意見を求めた。 (事務局一任の声あり)
		事務局	事務局案(会長に大塚委員、副会長に横内委員)を説明し、意見を求めた。 (拍手・承認)
		事務局	大塚会長、横内副会長より順番に挨拶をお願いします。
		大塚会長	挨拶
		横内副会長	挨拶
6	議題	事務局	議事進行を会長をお願いします。
		大塚会長	今任期での初めての審議会であるので、「審議会の基本的な事項」及び「町のごみ処理の状況等」について事務局からの説明をお願いします。 また、議事の進め方について、事務局説明の後、委員からご意見をいただく流れにしたいと説明し委員に意見を求めた。 (了承の声あり)
		事務局	審議会の基本的な事項について、「廃棄物減量等推進審議会条例」「廃棄物減量等推進審議会傍聴要綱」について説明した。 次に町のごみ処理の状況等について、「一般廃棄物処理基本計画」の達成目標や取組施策

	大塚会長	について説明し、令和7年度9月末時点の収集実績を基にごみの現状について説明した。 ご質問等がありますか。 (質問なし)
議事(1) 動物死体処理手数料の見直しについて	大塚会長 事務局	続きまして、議題(1) 動物死体処理手数料の見直しについて、事務局より説明をお願いします。 動物死体処理手数料の見直しについて説明させていただきます。資料1をご覧ください。 この手数料は、ペットとして飼われていた動物が亡くなってしまった場合に飼い主からの依頼により火葬等を行う際に発生する手数料です。手数料の金額は、平成17年度に3,500円から現在の6,500円に見直しを行っております。 今回の見直しのきっかけは、令和8年度の町が支払う「動物死体処理委託料」について委託業者から参考見積を徴取したところ、労務費の上昇や燃料費など諸物価の上昇により、委託料の値上げ価格が示されたためです。 この手数料は、地方自治法第227条で地方公共団体は、特定の者のためにするものにつき手数料を徴収できると定められており、松伏町廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の第11条に自ら処分することが困難なときは処理を委託できるとなっております。また、第14条で1体6,500円と定められております。手数料を見直すにあたっては、この条例の一部改正が必要となっております。 今後のスケジュールですが、委員の皆様からのご意見をいただいたのち、条例の一部改正案を議会へ上程する予定です。

		動物死体処理手数料の見直しについての説明は以上です。
	大塚会長	ご質問等がありますか。
	松下委員	自ら処分することが困難な場合は委託することができるかとあるが、埋めるなどの方法で自ら処分してもいいのか。
	事務局	愛玩動物への接し方が昔とは変化している状況ではありますが、法律の定義としては「廃棄物」としての扱いになっています。一方で、適切に埋葬してほしい、遺骨が欲しいとのご希望が近年は非常に多くなっているため、町としては手数料をいただいて合葬式で火葬を行い埋葬している現状です。質問でいただいた、家の敷地に埋めることは法律では禁止されておらず、町の可燃ごみとして出された場合についても回収は行います。ただ、衛生面を考えると必ずしも推奨される方法ではないと思います。
	前田委員	方向性としては、6,500円から越谷市と同様に7,350円への見直しを検討しているのか。
	事務局	労務費や燃料費が上昇しているため参考見積を取ったところ、金額については、1体あたり税込で7,350円という提示がありました。検討を行うにあたっては、この金額を基準として考えていきます。
	前田委員	委託業者というのは、回収業者で火葬施設はまた別の業者に委託しているのか。

	事務局	現在の委託業者については、収集運搬から火葬までを行っています。火葬したお骨については、合葬式で関連の動物霊園で埋葬しています。この手続きをすべて1体あたり6,500円の手数料で委託して行っています。
	今井委員	現在の6,500円の手数料の根拠と7,350円に見直すにあたっての積算根拠はあるのか。
	事務局	現在の手数料については、平成17年度に見直しているため細かい積算根拠は分かりませんが、恐らく委託料の上昇に合わせて手数料を見直したものと推測しています。 今回の手数料の金額についても業者からの見積額となっております。
議題（2）令和8年度ごみ収集カレンダーについて	大塚会長	続きまして、議題（2）令和8年度ごみ収集カレンダーについて、事務局より説明をお願いします。
	事務局	令和8年度ごみ収集カレンダーについて説明させていただきます。資料2をご覧ください。 令和8年度のごみ収集カレンダーのコンセプトとしては、1つ目が火災等で最近注目されている「リチウムイオン電池の分別方法の周知」です。2つ目が資源としての価値を上げるために、「ペットボトルの正しい出し方の周知」です。3つ目が、収集業者の勤務体制見直しのために、「収集日程サイクルの検討」です。4つ目が、幅広い事業者の掲載を行うための「広告掲載募集枠の拡大」です。広告掲載枠は、合計18枠のスペースを3枠ずつ計6業者の掲載をしています。来年度か

	大塚会長 松下委員 事務局	らは、1 枠ずつ最大 18 業者の広告の掲載を行う予定です。 令和 8 年度ごみ収集カレンダーについての説明は以上です。 ご質問等がありますか。 多言語版のごみカレンダーや分別方法の案内を検討してもらえたら助かります。 町内で外国人の居住者が増えており、日本語版のカレンダーでは理解が難しい状況になっているとご相談いただくことが増えてきております。外国人にも理解してもらえる形を検討しています。
議題（3） その他	大塚会長 横内委員 事務局	最後に「その他」として何か質問ありますか。 議題（1）の質問になるが、動物の火葬について、町は手を引いて業者を紹介するという選択肢はないのか。 近隣の越谷市は、資料に記載のあるとおり手数料を定めてはいますが、実際は民間の業者や越谷市斎場の動物炉を案内していると聞いております。そのため、1 つの考え方として今後検討していければと思います。
5 連絡事項	大塚会長 事務局	最後に事務局より連絡事項はありますか。 事務連絡以下 4 点について説明。 ・電子メールの活用 ・費用弁償の支払い ・委嘱式の写真の配布

		・次回審議会についての連絡 (今年度中に１～２回を予定) また、動物死体処理手数料と令和８年度ごみ収集カレンダーへの意見提出用紙については、１１月２８日までにご回答をお願いします。 本日の議事は終了となります。
6 閉会	大塚会長 事務局	会議の閉会を宣言